

第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 会議録要旨

1 開催日時 令和6年2月19日(月) 午後1時55分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階災害対策室

3 出席委員

会長	鈴木 文彦	委員	正能 俊輔
副会長	小島 悟	委員	吉田 文雄
委員	高橋 直人	委員	西田 隆司
委員	鈴木 一三	委員	小野 喜実
委員	佐川 正和	委員	東原 良仁
委員	成田 斉	委員	安藤 洋子
委員	高橋 晴樹	委員	久木田 良子
委員	鈴木 利和	委員	山上 拓也

(代理出席)

委員	深山 宏樹 代理 佐藤
----	-------------

(欠席委員)

委員	小松 直人
委員	村山 直樹
委員	小泉 和美
委員	小泉 友幸

4 出席職員

企画政策部次長兼企画政策課長	平野 剛志
企画政策部企画政策課 副参事	勝畑 孝光
企画政策部企画政策課 主査	佐伯 洋輔
企画政策部企画政策課 主任主事	戸田 直斗

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	1人

6 議 題

【審議事項】

- (1) 道路運送法の改正に伴う袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
- (2) 令和6年度事業(案)及び予算(案)について
- (3) デマンド交通実証事業の運行地区の拡大について

【報告事項】

- (1) デマンド交通実証事業の運賃設定にかかる意見公聴について
- (2) ガウランドバス空席利用の試行運行について

7 議 事

事務局 (勝畑副参事)	<p>本日は、お忙しい中ご出席いただきまして 誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。</p> <p>会議に入ります前に、本日の出席者数について報告いたします。</p> <p>本日の出席者は、17名でございます。</p> <p>全委員21名の過半数の出席をいただいておりますので、協議会規約第8条の規定により会議は成立いたします。</p> <p>なお、小松委員、村山委員、小泉和美委員、小泉友幸委員は所用のため欠席との連絡をいただいております。</p> <p>また、所要のため、深山委員の代理で佐藤様にご出席いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、配布いたしました資料を確認させていただきます。</p> <p>まず、先にご送付させていただいております、「会議次第」「会議資料」と本日机の上に配布させていただきました、「座席表」の以上3点でございます。資料の配布漏れはございませんか。</p> <p>続きまして、鈴木会長より、ご挨拶を賜りたいと存じます。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>鈴木会長ありがとうございました。</p>
事務局 (勝畑副参事)	<p>議事に入ります前に、本会議の公開について説明させていただきます。</p> <p>本会議は「袖ヶ浦市付属機関等の会議の公開に関する要綱」に規定されております「付属機関等」に属しますので、原則公開することとし、会議録につきましては、発言者の氏名を記載し、要点筆記により調製のうち公開してまいりますのでご了承願います。</p> <p>それでは、協議会規約第7条第1項の規程により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これからの議事進行を鈴木会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>それでは、規約によりまして、私が議長の役目を務めさせていただきます。ご協力の程よろしく願いいたします。</p>

<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>次第3 議題 審議事項1 「道路運送法の改正に伴う袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約の改正について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局より、資料に基づき説明)</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、質疑をお受けしたいと思います。ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。</p>
<p>成田委員</p>	<p>地域公共交通を支える旅客運送には、一般乗合旅客自動車運送事業が、主要な乗合旅客運送になりますが、一部実験的な運行では、一般貸切旅客自動車運送事業が許可を受けて行う乗合旅客運送、また、僻地で自家用自動車を使った有償による旅客運送という形態もないわけではありません。</p> <p>今後、袖ヶ浦市の中でこうした協議を進める中では、あくまでも、一般乗合旅客自動車運送事業者による手続きを運賃協議分科会でやっていくということで、間違いがないかだけ確認をさせていただければと思います。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>その通りでございます。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>その他に何かございますか。</p> <p>質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>審議事項1「道路運送法の改正に伴う袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約の改正について」、承認される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成委員挙手)</p> <p>賛成多数ですので、審議事項1「道路運送法の改正に伴う袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約の改正について」は、承認といたします。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。審議事項2「令和6年度事業(案)及び予算(案)について」事務局より説明をお願いします。</p>

	(事務局より、資料に基づき説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。
成田委員	第1回目の協議会の議題について、デマンド交通実証事業の運行地区拡大に係る運行計画について及びデマンド交通実証事業の事業評価については、地域公共交通計画事業の令和5年度の評価及び令和6年度の取組についてに含まれると思うのですが、別出しをしている理由を教えてくださいたいと思います。
事務局 (佐伯主査)	成田委員のおっしゃる通り地域公共交通計画に位置付けられているため、内容としては含まれるものですが、今回運行地区の拡大についてはこの後お諮りし、さらにその後運賃協議なども経て最終的な運行計画についてお諮りするため、別出しさせていただきました。また、事業評価につきましても、チョイソコがうらという事業の令和5年度の評価としてお諮りするため別出しにさせていただきました。
成田委員	第1回協議会で袖ヶ浦市地域公共交通計画の変更が予定されていますが、ここで計画変更を行うのであれば、委員の理解を得て進める必要があると思いますので、変更の内容について事前にご説明をお願いしたいと思います。
事務局 (佐伯主査)	変更の内容は、この後ご説明するデマンド交通実証事業の運行地区拡大に伴う実施時期の変更と目標値の変更についてでございます。今回ご説明をしたうえで、次回お諮りしたいと考えております。
成田委員	改定案までは今回の資料にはないと思いますので、十分な期間をもってあらかじめ調整したうえで次回の審議にかけていただくことを要望としてお伝えします。
高橋直人委員	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金は現在交付されていないと思いますが、長浦地区の申請(令和7年度以降)についてどのような考えがあるのか教えていただければと思います。
事務局 (佐伯主査)	この後説明をさせていただきますが、運行地区の拡大も検討しておりますので、そういった中でもこの補助金が受けられるか確認が必要であると考えております。確認の上で補助金が活用できそうな場合はエント

<p>高橋直人委員</p>	<p>リーを考えていきたいと思います。</p> <p>この補助金は交通企画課が窓口となっており活用を検討しているようであれば、遺漏のないように余裕をもって事前に協議していただければと思います。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>その他に何かございますか。</p> <p>質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。</p> <p>審議事項2「令和6年度事業(案)及び予算(案)について」、承認される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成委員挙手)</p> <p>賛成多数ですので、審議事項2「令和6年度事業(案)及び予算(案)について」は、承認といたしまして、(案)をとっていただければと思います。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。審議事項3「デマンド交通実証事業の運行地区の拡大について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局より、資料に基づき説明)</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、質疑をお受けしたいと思います。ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。</p>
<p>高橋晴樹委員</p>	<p>16ページの運賃の考え方について1点ご意見をさせていただきたいと思います。このチョイスコがうらは、バスとタクシーの中間にあたる移動手段を目的にしていると認識しておりますが、16ページの②の路線バスの運賃の下段2つについては、当社が運行する平岡線という路線で昭和地区から平岡地区、中川・富岡地区に運行するとすると、片道530円と590円かかるのですが、今の運賃の案ですと、乗り換えしても500円で行けるということで、路線バスよりも少し安い設定になってしまうと考えられますので、エリアをまたぐ際には、今、長浦地区で300円となっておりますので、600円にすれば、整合が図られると思いますので、ご検討いただければと思います。</p>

事務局 (戸田主任主事)	検討します。
議長 (鈴木会長)	先ほど説明にもあったように、この会議では運賃の決定まではできません。運賃の協議は、運賃協議会で行い、決定します。この場では、それに至るまでの、運賃の考え方等についてご意見をいただいて、それを反映した形で運賃協議会に臨んでいただくような形にできればと思います。
鈴木利和委員	運行する立場としても、通常の乗車で300円、乗り継ぎで200円という形になるとわかりづらい部分があると思いますので、乗り継ぎをしても300円という形にさせていただいた方がよいと考えます。
事務局 (戸田主任主事)	日東交通さんと房総タクシーさんからそれぞれ同じご意見をいただきましたので、この後の運賃協議会や公聴会に諮るうえで、いただいたご意見を踏まえてどのような形がよいのかこの場でご審議いただきたいと考えております。
西田委員	<p>適正な料金がいくらかというのはわかりにくい話ですが、利用者からすればやはり安ければ安いほどいいと思います。</p> <p>また、今回運行地区を拡大し、地区を跨ぐ場合には乗り換えるという手間がかかるとは思います。乗り継ぎを円滑に行うためにはどのような方法が考えられるのかお伺いできればと思います。</p>
事務局 (戸田主任主事)	ご指摘のとおり乗り継ぎを行うことにより使いづらくなる部分が出るということは認識しております。ただ一方で少ない台数で効率的に運行するためには、エリアを分けて乗り継ぎを行う必要があると考えております。乗り継ぎ場所において待ち時間が発生することはございますが、システムで待ち時間を事前に設定できますので、最長の乗り換え時間を5分で実証を始めまして、予約の取りやすさなどの状況を見ながら待ち時間の調整を行い、少しでも利便性を損なわない形で運行の効率も上げていくことを考えております。
成田委員	まず袖ヶ浦市地域公共交通計画では長浦地区だけということになっていますが、5月に計画改定の予定があるとのこと。今日の審議事項は、実証運行地区の拡大に係る計画ということで、この運行地域は、運賃協議分科会ではなくこの協議会で決めるとのことですが、今日の委員各位の意見を聞くと、まだ運賃でもバス路線に影響がある案が示されています。この状況で議決がとられたときに、この案で、区域の拡大だけ決めようというのが、地域公共交通計画もまだ決まってない中で、今日そこまで決めていいのかなと疑問に思う部分があります。あくまでも

<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>審議事項で、今日はメニューとして出して、区域の拡大は今回決めなければいけないということであれば、一般の公共交通を支える事業との支障がない部分も、どのように調整されたかっていう部分が資料で見えないので、何だかわかんないけど決めたという形にならないか懸念があるのですが、それについてお考えを伺いたいと思います。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>今回、運行計画の案ということでお示ししていますが、こちらの案は事前に交通事業者さんにもご説明をさせていただいた中で、今ご審議いただいているという形になっております。</p> <p>公共交通計画では市内の各地区でデマンド交通の実証運行をするということは、既に明記されておりまして、あとは各地区どの時期にやっていくかという部分で、令和6年度はまず1地区で令和7年度以降は随時判断するとなっておりますので、その部分を令和6年度に計画よりも早めまして、全域で実証運行開始したいということで今回この案をお諮りしています。</p>
<p>成田委員</p>	<p>何を今日決めるということを確認に決めて、それで議決を取られた方がいいのではないかと考えておりますが、区域拡大を早めてやる理由が何かというのが、この資料では、運転者不足だからとしか書いていません。その理由を委員に示して、やっぱり前倒しでやろうというように合意形成を図らないと、市域全部に広がりますから、やはりどのくらいの利用があってその代わり、既存の公共交通にどのような影響があるのかなど、ある程度懸念される点は会議の中で情報提供して、その上で決めていただいた方がよろしいかと思えます。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>今回はあくまでまだ案の段階で今、成田委員からもご意見いただいた内容や他の委員の皆さんからもご意見をいただきまして、最終的には5月の段階で改めて案をお示しして、ご審議いただきたいと考えておりますので、今回この場ではまず皆さんからのご意見をいただきたいと考えております。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>最終的にこういう形で運行しますということは運賃協議会もその間にあつて、それがもう済んで最終的な議論をした上で最終決定になると思っております。ですから、全て今日この案で議決をするということでは、いずれにしてもないと私も考えておりますので、今日は皆さんからご意見をいただきたいと思っております。今日の段階では、いただいた意見を反映しながらこの方向性で拡大をするということについて、皆さんのご承認いただけるかということろまで、最終的な運行計画の決定は次の5月の段階になると思っております。今日ご意見をいただいた部分については、十分に今後計画案を練っていく中で反映をしていただくということになると思っております。</p>

<p>成田委員</p>	<p>一般のバス、タクシー事業に与える影響を、どのように整理するかという面で、この場ではタクシー事業者もバス事業者もいますが、見えない事業者もいますので、各事業者が見て、どのような影響があるかをお示しになることが非常に重要であると思っております。また、地域間幹線系統の補助についても、乗車率や運行回数などの一定の条件があつて補助を受けているので、大きく影響を受けると、補助を受けられなくなるということも考えられますので、チョイソコの収支だけを見るのではなく、そのあたりとの調整を図らないといけないと思います。</p> <p>市内全域になることで公共交通に与える影響というのは、今どうかだけではなく、少し先まで見て、検討していただくことが非常に重要ですので、5月に決めるということには反対ではありませんが、この協議会の事前に十分、事業者と調整を図っていただきたいと思っております。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>ご指摘のとおり十分注意して進めていきたいと考えております。</p>
<p>高橋直人委員</p>	<p>道路運送法の手続き及び運賃協議会については輸送担当、地域間幹線系統については千葉県と事前に調整しバス事業者及びタクシー事業者に影響がでないよう且つ手続きに遺漏がないように対応していただきたいと思っております。</p>
<p>成田委員</p>	<p>運賃に関する公聴会を実施するのか、資料にある通り意見募集という形で実施するのかについてはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>本市としては、公聴会ではなく、意見の募集要項に基づいてホームページなどで意見募集を行っていききたいと考えています。</p>
<p>成田委員</p>	<p>意見募集は、5月の協議会で公共交通計画の改定、区域の拡大の審議について合意形成が図られた後に行うのか、事前なのかについてはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>意見の募集はこの3月に実施したいと考えておりましたので、先ほどの交通事業者からいただいた運賃の金額に対しての意見も踏まえて、どうするのかをこの場で固めて、意見の募集を行い、4月に運賃協議会を開催したいと考えております。</p>
<p>成田委員</p>	<p>3月に意見募集することの是非については、運賃協議会ありきではないかということと、この協議会の意思決定はどういうものなのかと思う部分があるので、私の意見としては、運行計画をこの協議会で承認した後、意見募集を行っていただきたいと思っておりますが、慎重にご検討いた</p>

<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>だいてご判断いただければと思います。</p> <p>昨年の10月に法改正があつてから、もう既にいくつかのやり方で実施をされたところは確かにありますが、協議会と運賃協議会のスケジュールは、はっきり言ってすごく難しいです。</p> <p>今日のこの会にて、十分に運賃も含め、方向性についての議論はしていただき、それをベースにした上で、意見の募集をやっていただき、運賃協議会を開催することは可能だと思ひます。その上で、5月の協議会で最終的に計画の変更とそれから区域の拡大事業による事業計画の案を承認していただくという順番は、私はありかなと思ひていまして、今日の段階でそういう議論をしていただければと思ひます。</p>
<p>成田委員</p>	<p>やはり公共交通であるバス、タクシーへの影響が出ないように、十分に市内の関係する事業者には調整する場所を提供してほしいと思ひます。3月から意見募集を行うということではありますが、それまでに事業者との調整は完了するというところでよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>各事業者には個別に事前に説明して、今までのところはご意見はいただいていないということでこの場に臨んでおります。</p>
<p>成田委員</p>	<p>先ほどまだ乗り継ぎがあつた場合に600円の方がいいのではないかという交通事業者の意見があつたので事前に調整は完了するか伺つたのですが、この案ですでに調整が完了しているということでしょうか。</p>
<p>事務局 (平野次長)</p>	<p>今回の地区の拡大についてこの制度の内容と運賃の考え方については、事前に各事業者へご説明をいたしました。逐一、何かご意見があればご連絡くださいということだったので、今回この場でご意見もいただきましたので、3月に意見募集を行うのですがその前に再度確認を取らせていただきたいと思います。</p> <p>私どもとしても、事業者や市民の方の意見も伺つて運賃の考え方を固めたうえで、5月の協議会に諮つて計画とすべてをご承認いただくという気持ちで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
<p>西田委員</p>	<p>今のお話を伺つていまして、事務局としては事業者には確認したが、事業者の今回出席している方としてはこの金額については異論があるということだと思ひるので、また同じことがないようにしっかりと確認していただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (平野次長)</p>	<p>間違いのないように確認させていただきたいと思います。</p>

<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>見直し後の各種目標値の変更を次回協議すると思いますが、年間利用者実人数は1回利用したら数としてカウントされてしまうのですが、1回利用してやっぱりやめたという人もカウントされてしまうなどという危険性がある数字ではあります。ただそれを例えば2回以降の方を目標値とするとかなり厳しくなる部分もあると思いますので、そういった危険性がある数字であるということは、考慮していただければと思います。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>検討させていただきます。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>その他に何かございますか。</p> <p>よろしければ、本日は、運賃の件あるいは公共交通事業者への影響がどうであるかといった確認の面などについてご意見をいただいていますので、いただいたご意見について、事務局の方で意見聴取をする前に調整をしていただいた上で、運行区域の拡大をするという方向で進めていただき、5月に最終的な運行計画として決定をするというやり方でのろしいかどうかを皆さんにお聞きしたいと思います。</p> <p>ご承認いただけるという方挙手をお願いします。</p> <p>(賛成委員挙手)</p> <p>賛成多数ですので、事務局の方で整理すること、確認することについて再検討していただき、後で報告事項の中にありますが、意見聴取、運賃協議会の設定、その後5月の協議会の場で、最終的な運行計画として案を決定していくという形で進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。報告事項1「デマンド交通実証事業の運賃設定にかかる意見広聴について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局より、資料に基づき説明)</p> <p>ありがとうございました。それでは、質疑をお受けしたいと思います。ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。</p> <p>成田委員</p> <p>意見募集要項について、すでに実証運行を行っている長浦地区の方は</p>

	<p>わかる方もいるかと思いますが、新たに利用する予定の地区の方にとっては、このチョイソコがうらの利用方法などの説明があった方がいいのではないかと思います。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>そのようにいたします。</p>
<p>高橋直人委員</p>	<p>意見募集要項の中で運賃(案)ということで記載されていますが、先ほど事業者から意見が出ている中で、まだ調整が済んでいなくてもこの案で3月1日から意見募集を行うのでしょうか。それともそれまでに交通事業者との調整を終わらせてから意見募集を行うのでしょうか。現状でのお考えを教えてください。</p>
<p>事務局 (平野次長)</p>	<p>2月中に交通事業者と調整したうえで、その運賃案で意見募集を行いたいと現時点では考えております。</p>
<p>高橋直人委員</p>	<p>決まらなかった場合はどうするのでしょうか。</p>
<p>事務局 (平野次長)</p>	<p>決まらなかった場合は期間をずらすなどして実施することになると考えております。</p>
<p>成田委員</p>	<p>実施予定日で10月1日となっているが、少し幅を持たせて10月という記載の方がよいのではないのでしょうか。また、表現も実施予定ではなく運行開始の方がよいのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>検討させていただきます。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>他にはございますか。</p>
	<p>他に質疑がないようですので、報告事項1「デマンド交通実証事業の運賃設定にかかる意見広聴について」は終了といたします。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。報告事項2「ガウランドバス空席利用の試行運行について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局より、資料に基づき説明)</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、質疑をお受けしたいと思います。ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、</p>

<p>成田委員</p>	<p>ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>道路上で乗降することになるバス停が、いくつか設定されていたかと思いますが、このあたりの交通保安上の協議は済んでいるのでしょうか。</p>
<p>成田委員</p>	<p>令和2年度の第2回目の本協議会でこの事業についてご説明した際にも同様の質問があったかと思いますが、本協議会には警察の方も委員として参加いただいております、会議資料や会議報告も共有している中で特段ご意見もいただいておりますので、協議は不要であると認識しております。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>確認ですが、無料で利用できるもので間違いありませんね。</p>
<p>成田委員</p>	<p>無料でご利用いただけます。</p>
<p>成田委員</p>	<p>開始時期が4月23日になっているのは何か理由があるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>開始時期が4月23日になっているのは何か理由があるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>本事業については、保険料を予算として計上しております。市議会でのその予算の議決日が3月22日の予定となっておりますので、議決をいただいたのちに、周知を始めたいということで3月22日から周知を開始し、1か月間の周知を行ったうえで4月23日から事業を開始したいということでございます。</p>
<p>成田委員</p>	<p>この事業の利用人数などは調査していくのでしょうか。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>事業の効果を図っていかねばいけないと思いますので、利用者の把握は行っていきます。</p>
<p>事務局 (平野次長)</p>	<p>補足ですが、本事業は65歳以上を対象にしておりますので、高齢者支援課が担当することになりますが、利用状況などを確認し、本協議会へ報告していきたいと考えております。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>行きのバスのみ利用となることは十分周知された方がよいと思います。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>利用手引きを作成しますのでその中で周知を行います。</p>

<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>他にはございますか。</p> <p>他に質疑がないようですので、報告事項2「ガウランドバス空席利用の試行運行について」は終了といたします。</p> <p>以上で本日予定された議題の審議は全て終了いたしましたので進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局 (勝畑副参事)</p>	<p>ありがとうございました。続きまして次第4「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p>
<p>成田委員</p>	<p>出席委員の委員名簿を配布いただけるとありがたいと思いますので次回よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>かしこまりました。</p>
<p>事務局 (勝畑副参事)</p>	<p>他にはございますか。</p> <p>長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。以上をもちまして令和5年度第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(閉会 午後3時32分) 以 上</p>

令和5年度 第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会
会 議 次 第

日 時：令和6年2月19日(月)午後2時00分
場 所：袖ヶ浦市役所北庁舎3階災害対策室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【審議事項】

- (1) 道路運送法の改正に伴う袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約の改正について (P1～6)
- (2) 令和6年度事業(案)及び予算(案)について (P7～8)
- (3) デマンド交通実証事業の運行地区の拡大について (P9～22)

【報告事項】

- (1) デマンド交通実証事業の運賃設定にかかる意見広聴について (P23～26)
- (2) ガウランドバス空席利用の試行運行について (P27)

4 そ の 他

5 閉 会

道路運送法の改正に伴う袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

1. 改正の概要について

(1) 改正の目的

① 運賃協議分科会の設置

令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、10月1日以降、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定または変更の協議について、別途運賃協議会で協議することとなったため、本協議会の規約改正を行い、運賃協議分科会を設置するもの。

- ◆ 今後、チョイソコがうらの地区拡大による運賃設定などの協議を行うため（令和6年4月中）。

(2) 改正の内容

① 第3条（所掌）

- ◆ 本協議会の所掌事務として、第1項(3)に「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関すること。」を追加する。
- ◆ 第2項に各所掌事務の協議について、分科会を設置できる旨と、第1項第3号に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて、第9条に掲げる分科会を設置する旨を記載する。

② 第9条（運賃協議分科会）

- ◆ 運賃協議分科会の設置、構成員等について規定し、運賃協議分科会で決定した事項について、本協議会に報告しなければならない旨を記載する。

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条・第2条 (略) (所掌)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) <u>(3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関すること。</u> <u>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。なお、第3号に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて、第9条に掲げる分科会を設置する。</u></p> <p><u>3 この規約に定めるもののほか、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>第4条～第8条 (略) (<u>運賃協議分科会</u>)</p> <p>第9条 <u>第3条第1項第3号に掲げる事項を協議するため、運賃協議分科会を設置する。</u></p> <p><u>2 運賃協議分科会の構成員は、運賃・料金の設定または変更等を希望する一般乗合旅客自動車運送事業者のほか、第4条第2項中、第1号、第4号及び第5号の委員をもって構成する。</u></p> <p><u>3 運賃協議分科会の会長(以下「運賃協議分科会長」という。)は、第4条第2項第1号に掲げる委員をもって充てる。</u></p> <p><u>4 運賃協議分科会の会議は、運賃協議分科会長が議長となる。</u></p> <p><u>5 運賃協議分科会長は運賃協議分科会で決定した事項について、協議会に報告しなければならない。</u></p> <p>第10条～第17条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (所掌)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>第4条～第8条 (略) (<u> </u>分科会)</p> <p>第9条 <u>第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>第10条～第17条 (略)</p>

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成、実施及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した公共交通ネットワークの形成に必要な協議を行うために設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1 袖ヶ浦市役所内に置く。

（所掌）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 袖ヶ浦市内の地域公共交通ネットワークに関すること。
- (2) 計画の策定、実施及び評価に関すること。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。なお、第 3 号に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて、第 9 条に掲げる分科会を設置する。

3 この規約に定めるもののほか、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のなかから市長が委嘱する。

- (1) 袖ヶ浦市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 鉄道事業者
- (4) 住民又は旅客
- (5) 関東運輸局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 学識経験を有する者その他本協議会の運営上必要と認められる者

- (8) 千葉県警察内から市長が委嘱する者
- (9) 道路管理者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- 3 前号以外の委員については、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、第4条に掲げる委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、第4条に掲げる委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
(会議の運営)

第8条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前4項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

- 第9条 第3条第1項第3号に掲げる事項を協議するため、運賃協議分科会を設置する。
- 2 運賃協議分科会の構成員は、運賃・料金の設定または変更等を希望する一般乗合旅客自動車運送事業者のほか、第4条第2項中、第1号、第4号及び第5号の委員をもって構成する。
 - 3 運賃協議分科会の会長（以下「運賃協議分科会長」という。）は、第4条第2項第1号に掲げる委員をもって充てる。
 - 4 運賃協議分科会の会議は、運賃協議分科会長が議長となる。
 - 5 運賃協議分科会長は運賃協議分科会で決定した事項について、協議会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

- 第10条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、解職後も同様とする。

(個人情報の保護)

- 第11条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を袖ヶ浦市個人情報保護条例（平成8年条例第15号）の本旨に従い個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、袖ヶ浦市企画政策部企画政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第13条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金、他の団体等からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第14条 協議会に監査委員を2人置く。
- 2 協議会の出納監査は、第4条に掲げる委員のうちから会長が指名する。
 - 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年11月5日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第5条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年1月19日から施行する。ただし、第12条第2項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第5条の規定にかかわらず、令和3年1月19日時点で委嘱されている委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年2月19日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

令和6年度事業（案）及び予算（案）について

1. 令和6年度事業（案）について

（1）袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会の開催予定

① 第1回協議会（5月下旬）

- ◆ 令和5年度決算報告
- ◆ 公共交通の現況について
- ◆ 地域公共交通計画事業の令和5年度の評価及び令和6年度取組について
- ◆ 地域公共交通確保維持事業に係る計画について（※）
- ◆ デマンド交通実証事業の運行地区拡大に係る運行計画について
- ◆ デマンド交通実証事業の事業評価について
- ◆ 袖ヶ浦市地域公共交通計画の変更について

② 第2回協議会（1～2月頃）

- ◆ 地域公共交通計画事業の令和6年度取組の進捗状況について
- ◆ 令和7年度事業（案）及び予算（案）について

（※）地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、令和7年度事業（令和6年10月～令和7年9月運行分）から、各法定協議会にて審議することとなった。
（令和6年度事業までは、千葉県バス対策地域協議会で実施）

2. 令和6年度予算（案）について

令和6年度 収入支出予算（案）

(収 入)

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 国庫補助金	0	
2 市補助金	381,280	袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会補助金
3 繰越金	0	
4 雑入	0	
合 計	381,280	

(支 出)

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 会議費	349,600	委員報酬 343,300円 協議会時お茶代 6,300円
2 事務費	31,680	委員報酬振込手数料
3 事業費	0	
4 事業費補助金	0	
合 計	381,280	

デマンド交通実証事業の運行地区の拡大について

1. 実証運行地区の拡大にあたって

(1) 計画での位置づけ

令和4年度に策定した袖ヶ浦市地域公共交通計画において、地域内移動手段の確保・維持にあたっては、各地区での地域特性を踏まえた移動手段の検討を行うこととしており、令和4年10月から実証運行を開始した長浦地区の状況を見ながら、令和6年度以降、順次各地区においてデマンド型乗合送迎サービスの実証運行を実施することとしている。

(2) 背景と目的

市では、バス路線維持のため運行事業者に対し補助金を交付しているが、深刻な運転手不足による減便が行われ、路線を維持していくことが非常に困難な状況となっている。

また、タクシーについても、特に日中の時間帯は、迎車を依頼しても対応できる車両がないことや、交通結節点である駅やバスターミナルにも待機車両が無いなど、市民の生活に非常に大きな影響が出ている。

加えて、働き方改革関連法による時間外労働時間の上限規制等により、公共交通を取り巻く環境は更に厳しさを増している。

このような状況にも対応するため、当初計画していた実施時期の見直しを行い、各地区においても早期に実証運行を開始することで、移動手段の確保・維持に向けた取組を推進する。

2. 実証運行地区拡大にかかる運行計画（変更案）

（1）事業名

デマンド交通実証事業「チョイソコがうら」

（2）システム

株式会社アイシンが提供している「チョイソコ」のシステム

（3）運営主体

令和6年 9月まで トヨタカローラ千葉株式会社

令和6年10月以降 千葉トヨタ自動車株式会社（予定）

（4）運行事業者

房総タクシー株式会社

（5）事業期間

令和4年9月から令和9年9月末まで

なお、令和4年9月は準備期間とし、各地区の実証運行期間は以下のとおり。

- ・長浦地区 令和4年10月から令和7年9月まで
- ・その他地区 令和6年10月から令和9年9月まで

（6）運行区域

市内全域

なお、運行エリアを2つに分け、エリア間の移動時は指定の乗換場所において乗り換えを要する。

【エリア区分】 エリアA：長浦地区、昭和地区、根形地区

エリアB：平岡地区、中川・富岡地区

※地区は本市の自治会等の区分に準ずる。

【乗換場所】 ゆりの里（根形地区内）

【乗降場所】（停留所看板設置場所）

- ・事業所停留所 → 市内の商店、病院等
- ・公共施設停留所 → 市内に有する公共的な施設
- ・住宅地停留所 → 最寄りのごみステーションや公園

(7) 運賃

＜エリア別運賃＞

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	500円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	500円	300円

※乗換を要するエリア間の移動時は乗車時に300円を支払い、乗換時に200円を追加で支払う。

(8) 会員対象

市内に在住の人

(9) 運行日及び運行時間

運行日：月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・年末年始は除く）

運行時間：午前9時から午後5時まで（午後5時降車完了）

(10) 予約日及び予約可能期間

運行日の午前8時30分から午後5時まで

利用日の1か月前から当日の30分前までの運行を予約可能

(11) 予約方法

電話又はインターネット

(12) 利用のルール

- ・利用者は、事前に会員登録することとし、利用の際には事前予約とする。
- ・一人で乗降できること。ただし、介助者がおり、かつ、円滑に乗降できる場合を除く。

(13) 運行車両

トヨタ ノア3台（エリアA：2台、エリアB：1台）

状況により運行台数を調整する。

3. 実証運行地区拡大の検討にあたり確認した事項

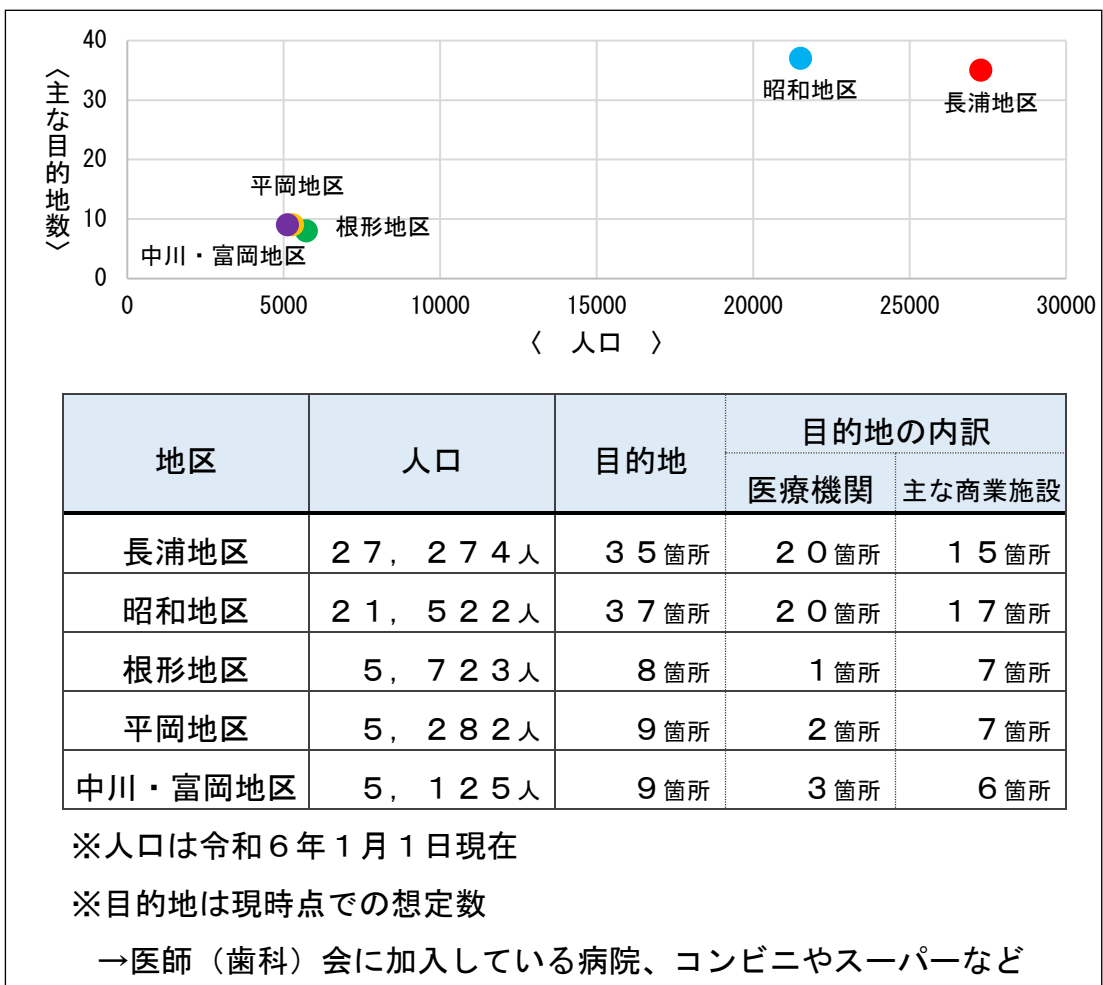
(1) 各地区の特性の考え方

長浦地区では、人口が多く、外出時の目的地となる医療機関や商業施設等が密集する地域は利用件数が多くなっている。

一方で、人口が少なく、医療機関や商業施設等も少ない地域は、人口に占める利用割合が高くなっており、移動手段へのニーズが高いと言える。

このことが、市内各地区においてどのように言えるのか、人口や医療機関、商業施設等の分布から、どのような地域特性と言えるのか確認。

【各地区における人口及び目的地の分布】



確認結果

上記の内容から、各地区で想定される特性は概ね以下のことが言える。

利用件数が見込め、 外出時の目的地となる地区	昭和地区、長浦地区
移動手段へのニーズが高い地区	根形地区、平岡地区、中川・富岡地区

(2) 運行台数の考え方

運行台数は事業規模やサービスの質に直結するため、以下の4点について確認。

① 1台あたりの運行経費

1年分の試算（3台）	1台あたりの経費
59,000千円	19,600千円

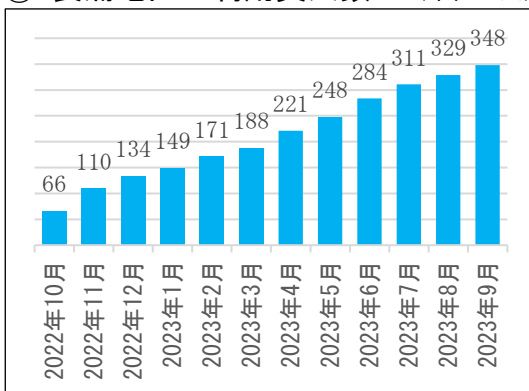
② 長浦地区の年間利用割合から試算する拡大地区の利用見込み

人口（うち高齢者）	利用実人数（うち高齢者）	年間利用割合（うち高齢者）
27,806人 (7,429人)	348人 (237人)	1.3% (3.2%)

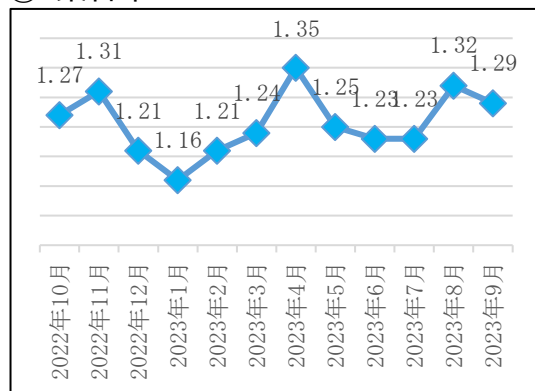
地区（高齢化率）	人口（うち高齢者）	年間利用見込（うち高齢者）
昭和地区（19%）	21,782人 (4,165人)	283人（133人）
根形地区（35%）	5,769人 (2,006人)	75人（64人）
平岡地区（42%）	5,398人 (2,258人)	70人（72人）
中川・富岡地区（37%）	5,171人 (1,898人)	67人（60人）

※人口及び利用実人数は令和5年9月末時点 ※長浦地区の高齢化率27%

③ 長浦地区の利用実人数（単位：人）



④ 乗合率



確認結果

年間利用見込人数からは、乗合率にもよるが4台程度での運行が最善であると思われる。

一方で、長浦地区で高齢者の利用率が高い中、人口の多い昭和地区の高齢化率が著しく低いことや、開始当初は利用が少ない可能性がある等、利用見込みに対する不確定要素が多い。

(3) 運行区域の考え方

長浦地区と拡大地区を一つのエリアとして運行するのか、他自治体の事例を参考に、運行区域の考え方を確認。

① チョイスコとよあけ（豊明市）の事例

【運行概要】

運行時間：平日9：00～16：00

運賃：200円／回

運行区域：2エリア（一部地域）

運行台数：2台

その他：本格運行（令和3年4月～）

【自治体情報】

所在地：愛知県豊明市

人口：68,112人（令和5年12月）

面積：23.22km²



【出典：チョイスコとよあけHP】

② チョイスコやちまた（八街市）の事例

【運行概要】

運行時間：平日8：00～17：00

運賃：500円／回（小学生等300円）

運行区域：2エリア（市全域）ドア to ドア

運行台数：3台

その他：実証運行（令和5年10月～）

【自治体情報】

所在地：千葉県八街市

人口：67,006人（令和6年1月）

面積：74.94km²



【出典：八街市HP】

審議事項 3

③ チョイソコとなみ（砺波市）の事例

【運行概要】

運行時間：月～土 1日往復6便

運賃：500円/回（小学生等250円）

運行区域：1エリア（市全域）ドア to ドア

運行台数：7台

その他：本格運行（令和5年10月～）

【自治体情報】

所在地：富山県砺波市

人口：47,024人（令和6年1月）

面積：127km²



【出典：Google map】

<参考>袖ヶ浦市 人口66,022人（令和6年1月）

面積94.93km²

確認結果

本市と人口や市域が同等の自治体において、本デマンド交通を市内一部地域で実施しているものや市内全域で実施している事例を参考とした。

豊明市では、交通ニーズの高い運行エリアから目的地となる市の中心地への移動手段として設計されており、運行エリアを絞って2台で運行している。

八街市では、本市よりも狭い市域でありながら運行エリアを分け、3台と少ない運行台数ながらも、エリア内の運行回数を確保している。

砺波市では、運行エリアを区切らない代わりに、多くの運行台数を要している。また、本市や前2市と違い、既存公共交通への影響や乗合率、経費などから、予め設定された運行時間のみで運行している。

これらを比較すると、1つのエリアが広がると多くの運行台数を要することとなり、運行台数を増やすには運行時間等の見直しも必要となってくる。

本市においては、運行時間等は長浦地区のままで実証を行う前提となり、少ない台数においてより効率的な運行を目指すものであることから、運行エリアを分け、各エリア内での利便性や運行回数の確保を図る。

(4) 運賃の考え方

運賃の設定にあたっては、実証運行中の長浦地区の運賃を基に、既存公共交通の運賃も確認し、どのような観点で運賃を設定するのかを確認。

① チョイソコがうら（長浦地区）の運賃

		降車	
		長浦地区	長浦地区外の 公共施設
乗車	長浦地区	300円	500円
	長浦地区外の 公共施設	500円	—

② 路線バスの運賃

代宿団地（長浦地区）	⇔	長浦駅（長浦地区）	片道210円
代宿団地（長浦地区）	⇔	袖ヶ浦駅（昭和地区）	片道400円
長浦駅（長浦地区）	⇔	のぞみ野T（根形地区）	片道320円
長浦駅（長浦地区）	⇔	東京ドイツ村（平岡地区）	片道620円
長浦駅（長浦地区）	⇔	平川行政C（中川・富岡地区）	片道680円
袖ヶ浦駅（昭和地区）	⇔	袖ヶ浦BT（昭和地区）	片道210円
袖ヶ浦駅（昭和地区）	⇔	のぞみ野T（根形地区）	片道410円
袖ヶ浦駅（昭和地区）	⇔	東京ドイツ村（平岡地区）	片道530円
袖ヶ浦駅（昭和地区）	⇔	平川行政C（中川・富岡地区）	片道590円

③ タクシーの運賃

代宿団地（長浦地区）	⇔	長浦駅（長浦地区）	片道約1,200円
代宿団地（長浦地区）	⇔	袖ヶ浦駅（昭和地区）	片道約3,200円
長浦駅（長浦地区）	⇔	のぞみ野（根形地区）	片道約3,400円
袖ヶ浦駅（昭和地区）	⇔	東京ドイツ村（平岡地区）	片道約4,900円
袖ヶ浦駅（昭和地区）	⇔	平川行政C（中川・富岡）	片道約4,500円

確認結果

長浦地区で設定している運賃をベースに、既存公共交通への影響も考慮し、可能な限り分かり易い運賃となるような設定する。

4. 確認した事項を踏まえた検討結果

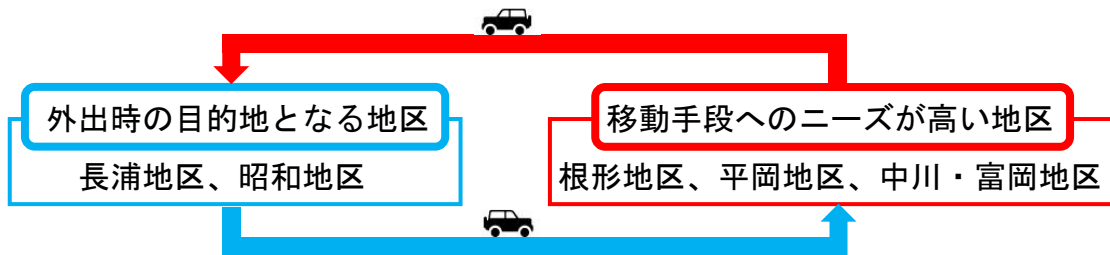
(1) 拡大地区

まず、本資料2頁「(1) 各地区の特性の考え方」においては、長浦地区の状況から、本市における“外出時の目的地となる地区”と“移動手段へのニーズが高い地区”について整理した。

その上で、本資料4頁「(3) 運行区域の考え方」における、他自治体の事例では、より広域的な移動手段を検討する場合、“外出時の目的地となる地区”と“移動手段へのニーズが高い地区”を繋ぐような事業設計が大前提となっている。

本市の場合、上記のとおり各地区において2つの特性に分類するものの、市全域で移動手段が課題となっており“外出時の目的地となる地区”においても例外ではない。

仮に、豊明市のように“移動手段へのニーズが高い地区”のみを運行区域としても、本事業が目的とする移動手段の確保・維持に向けた取組とはならない。



これに加え、公共交通を取り巻く厳しい現状にもいち早く対応するため、市内全域で実証運行を行い、各地区でデマンド交通が適しているのかを確認するとともに、市民の移動手段の確保・維持に努める。

(2) 運行台数

運行台数については、1台あたりの経費が高額であることに加え、利用見込みや既存公共交通への影響が不透明な部分が多いことから、本資料5頁での確認結果を踏まえ、まずは3台で実証運行を開始し、実施状況に応じて随時増車を検討する。

(3) 運行エリア

市内全域を一つのエリアとして3台で運行する場合、1回にかかる運行時間や距離が延びることにより、長浦地区での運行回数の減少が考えられる。

このため、少ない運行台数で効率的な運行を実現している他の事例を参考に、本市においても運行エリアを2つに分け、エリア間の移動では乗換えを要することにすることで、エリア内での運行回数を確保する。(イメージ図は次頁)

また、各エリアの運行台数は人口比で割り振る。

審議事項3

なお、各地区のエリア分けは本資料2頁「(1) 各地区の特性の考え方」に加え、地域公共交通計画における市民アンケート“公共交通の利用意向”の結果において、7割以上の根形地区住民が昭和地区及び長浦地区へ移動したいと答えていることから、根形地区をエリアAに分類した。

【各地区のエリア分類】

- 【エリア区分】 エリアA：長浦地区、昭和地区、根形地区
 エリアB：平岡地区、中川・富岡地区
- 【乗換場所】 ゆりの里（根形地区内）

【運行エリア イメージ図】



(4) 運賃

運賃については、本事業の骨格となる「タクシーよりも安価に移動でき、路線バスの運行本数の少なさや停留所までの距離等により今まで対応できていなかったニーズに対応する」という考え方に沿って設定する必要がある。

また、運賃だけではなく、その分かり易さについても利用件数にも直結するものと考え、長浦地区で定着しつつある運賃を基に、下記のとおり設定。

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	500円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	500円	300円

※エリア間の移動：乗車時に300円。乗換時に200円を追加で支払う。

なお、運賃設定にあたっては、道路運送法に基づき、利用者や利害関係者への公聴会の実施や、法定協議会における運賃業議会での審議を要する。

(5) その他課題点～検討中～

実証運行地区を拡大するにあたり、各地区の実証運行期間は3年間としたいが、このようにすると長浦地区については、1～2年目と3年目で運行内容が異なるため評価基準も異なってしまう。

長浦地区の本格導入の検討にあたっては、前2年と最終年でそれぞれ評価し、2つの評価結果から総合的に判断するなど、今後、評価のあり方についても整理し、本年5月の本協議会において審議いただく最終的な運行計画の中に盛り込みたい。

5. 実証運行地区の拡大にかかる各年度の実証内容

(1) 各年度の実証内容

長浦地区の実証運行において各年度で実施している実証内容に加え、拡大地区においても各年度で確認・検証を行い、各地区においてデマンド交通が適しているか実証する。

【令和4年度（10月から）】

- ・長浦地区において実証運行を開始し、利用者の利用目的や利用年齢層、人口密度の大小による利用頻度の違いなどを確認・検証

【令和5年度】

- ・長浦地区において、令和4年度の実績を踏まえつつ、他の交通手段への影響の有無や、当デマンド交通が日中のバス路線の代替手段になりえるかを検証

【令和6年度】

- ・長浦地区において、前2年度の実績を踏まえ、令和7年10月からの本格導入を検討
- ・昭和地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区において実証運行を開始し、地区ごとに人口に対する利用件数や利用割合、利用目的、利用年齢層の違いなどを確認・検証（10月から）

【令和7年度】

- ・長浦地区において、実証運行を継続しながら、各年度の目標達成状況や実績を分析（9月まで）
- ・令和6年度の実績を踏まえ、エリアA（昭和地区、根形地区、長浦地区）とエリアB（平岡地区、中川・富岡地区）において、エリア間移動の促進が図れているのか検証

【令和8年度】

- ・昭和地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区において、前2年度の実績を踏まえ、地区ごとに令和9年10月からの本格導入を検討

【令和9年度（9月まで）】

- ・昭和地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区において、実証運行を継続しながら、各年度の目標達成状況や実績を分析

6. 実証運行地区の拡大による各種目標の見直し

(1) 最終目標

「安心して暮らせるまち」の実現 →変更せず

(2) K P I

これまで、最終目標の他に、K P I（4項目）と本格導入の基準（3項目）を設定していたが、K P Iについては本格導入の基準が目標値の裏付けとなっていた。

事業を推進する中で、目標値は実施主体だけでなく、利用者にも共有していくことで、本格運行に向けて地域一体となり取組むことができる重要なものとなる。

このことから、より分かり易い目標値への見直しとして、従前のK P I 4項目を廃止し、本格導入の基準の3項目を各地区のK P Iとして設定するとともに、本格導入を判断する上での基準とする。

【従前の目標項目】

① K P I（4項目）

- ・ 高齢者の年間利用者数
- ・ 利用者一人当たりの年間利用回数
- ・ 利用登録者数
- ・ 健康づくりや地域経済の活性化に協力する企業数

② 長浦地区の本格導入の基準（3項目）

- ・ 乗合率
- ・ 収支率
- ・ 年間利用者実人数



【見直し後の目標項目】

① K P I（3項目）

- ・ 乗合率
- ・ 収支率
- ・ 年間利用者実人数

※なお、各地区でデマンド交通が適しているのかを確認するため、各地区でそれぞれの目標値を確認する。

【見直し後の各種目標値】

＜乗合率＞

地区	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
長浦地区	1. 5 0	-	-
長浦地区以外	1. 3 0	1. 4 0	1. 5 0

乗合率＝乗車時の合計人数／合計区間数

この数値を下回る場合、既存タクシーの活用に切り替えることを検討。

※最終年度の1. 5 0を基準に、段階的に0. 1 ずつ増えるように設定。

＜収支率＞

地区	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
長浦地区	1 5 %	-	-
長浦地区以外	4. 5 %	1 2 %	1 5 %

収支率＝総収入／総事業費

この数値を下回る場合、運行台数や運行時間を縮小することを検討。

※最終年度の1 5 %に対し、初年度は約3 0 %、中間年度は約8 0 %となるよう設定。

＜年間利用者実人数＞

地区	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
長浦地区	5 0 0	-	-
昭和地区	1 2 0	3 2 5	4 0 5
根形地区	3 0	8 5	1 0 5
平岡地区	3 0	8 0	1 0 0
中川・富岡地区	3 0	7 5	9 5

年間利用者実人数＝1 人が何度利用しても1 人として計算

この数値を下回る場合、需要が大きくないと判断し、事業廃止も検討。

※最終年度の目標値に対し、初年度は約3 0 %、中間年度は約8 0 %となるよう設定。

※各種目標は本資料3 頁の(2) ①において、3 台で運行した場合で試算した経費(5, 9 0 0 万円) を基に算出。

デマンド交通実証事業の運賃設定にかかる意見広聴について

1. 意見広聴の実施について

(1) 道路運送法に基づく手続き

令和5年10月に改正された道路運送法第9条5項の規定では、一般乗合旅客自動車運送事業にかかる運賃の協議をする際は、事前に住民や利害関係者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされている。

このため、以下のとおり意見の募集を行い、令和6年4月に予定している運賃協議分科会に向け手続きを進める。

(2) 意見募集要項

意見の募集にあたり、別紙のとおり要項を作成する。

(3) 意見募集期間

令和6年3月1日（金）～令和6年3月29日（金）

(4) 意見の募集方法

上記募集要項により、以下の媒体において意見を募集する。

- ① 市広報紙
- ② 市ホームページ

デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」

運賃設定にかかる意見募集要項

現在長浦地区で実証運行中のデマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」について、令和6年10月からその他の地区においても新たに実証運行を開始し、市内全域での実証運行を実施するにあたり、運賃を定めるため、道路運送法9条5項の規定に基づき意見の募集を行う。

なお、募集した意見は、袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会内で組織する運賃協議分科会における参考資料とする。

1 運賃設定内容

(1) 運賃 (案)

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	500円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	500円	300円

※運行エリアのイメージ図は別紙のとおり。

※エリア間の移動時は指定の乗換場所で車両を乗り換える。

※乗換を要するエリア間の移動時は乗車時に300円を支払い、乗換時に200円を追加で支払う。

(2) 実施予定日

令和6年10月1日 (火)

2 意見募集期間

令和6年3月1日 (金) ~ 令和6年3月29日 (金) ※必着

3 意見提出方法

次のいずれかの方法で提出。

(1) 電子メールでの提出

下記の通りメールを作成し送信。

宛 先 : sode01@city.sodegaura.chiba.jp

件 名 : 「チョイソコがうら運賃設定について」

本 文 : 氏名、住所、電話番号、意見を入力。

(2) 郵送での提出

下記のとおり手紙を作成し郵送。

宛 先：〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

袖ヶ浦市役所企画政策課 宛

内 容：氏名、住所、電話番号、意見を記入。

※書式の指定はなし。

4 意見提出にあたっての注意事項等

① 提出された意見は、内容を検討の上、運賃を決定する際の参考とする。

② 意見に対する個別の回答はしない。

③ 電話による意見の受付は不可とする。

④ 提出された意見は、個人情報を除き公開される可能性がある。

5 問合せ先 袖ヶ浦市役所企画政策課 (0438-62-2327)

【各地区のエリア分類】

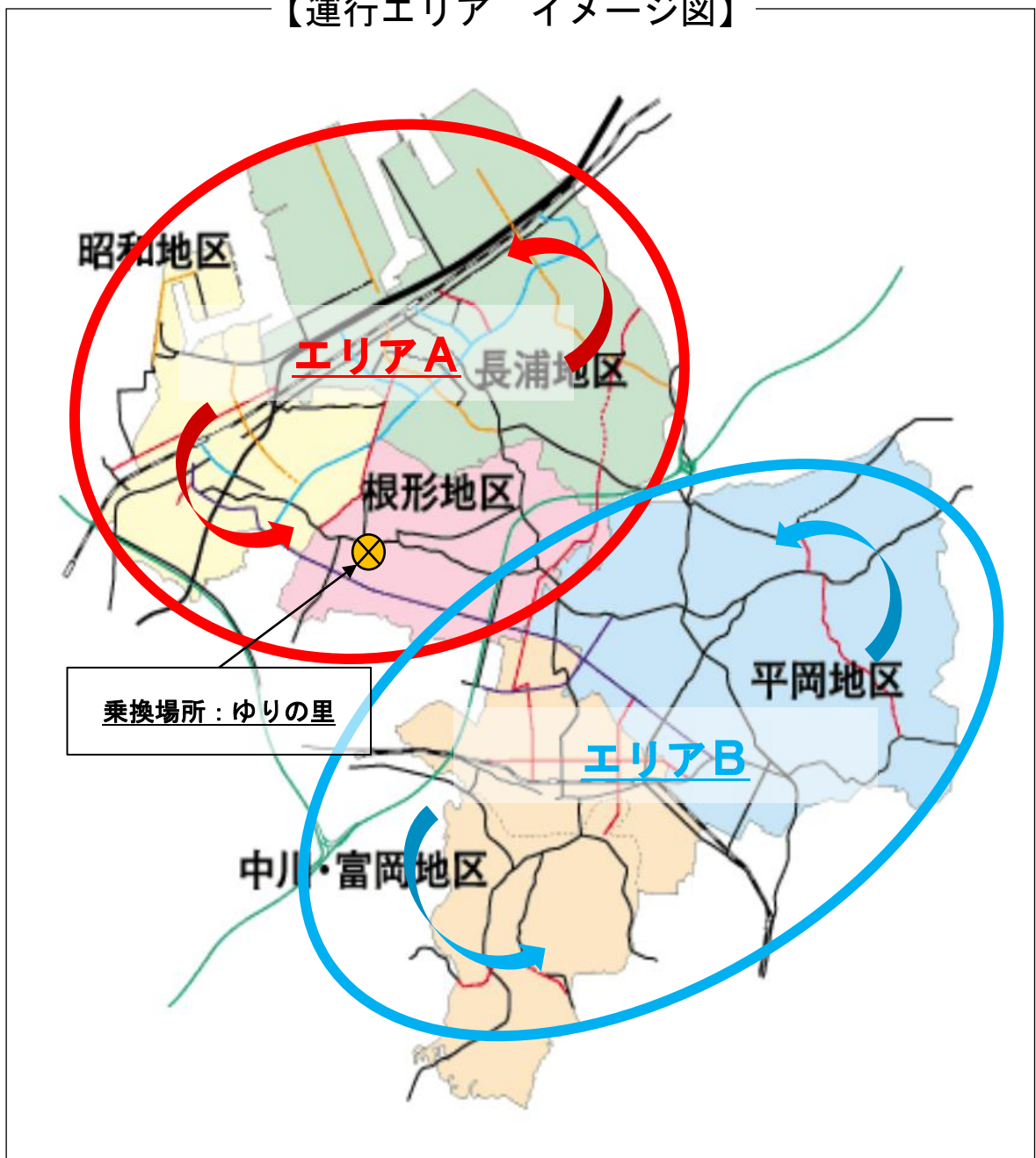
【エリア区分】 エリアA：長浦地区、昭和地区、根形地区

エリアB：平岡地区、中川・富岡地区

【乗換場所】 ゆりの里（根形地区内）

※地区は本市の自治会等の区分に準ずる。

【運行エリア イメージ図】



ガウランドバス空席利用の試行運行について

袖ヶ浦健康づくり支援センター(ガウランド)の送迎バスの空席を利用し、行政と事業者が連携して、多様な手段を用いて高齢者の外出を支援する事業の試行運行を行う。

令和2年度第2回本協議会において承認いただいている本事業について、コロナ禍による送迎バスの運休のため、開始時期は未定となっていたが、送迎バスの運行再開にあわせて、試行運行を開始する時期が決定したため報告するものである。

【事業概要】

1 目的

居宅で生活する移動手段の確保が困難な高齢者世帯に対し、ガウランドの送迎バスの空席を利用した高齢者の外出を支援する。

2 運行地区・運行日

- (1) 平岡方面(のぞみ野経由) 水・木・土曜日 各1日1便
- (2) 平岡方面(高谷・林経由) 水・金曜日 各1日1便
- (3) 平川方面(滝の口・大竹経由) 火・木・金・土曜日 各1日1便

※ 本事業はガウランド行きのバスのみを利用する。

3 対象者

- (1) 市内在住の満65歳以上の方
- (2) 1人で送迎バスの乗り降りが可能で、乗車中の身の安全を介添えなしに確保できる方

4 開始時期 4月23日(火)

※ 3月22日から市ホームページ、広報そでがうら等で周知を行う。